

内閣参質二一三第五七号

令和六年三月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員鈴木宗男君提出イスラエルのテロ攻撃に国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）職員が関与したとの疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出イスラエルのテロ攻撃に国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）職員が関与したとの疑惑に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、二千二十四年一月二十六日に、ラザリーニ国際連合パレスチナ難民救済事業機関（以下「UNRWA」という。）事務局長が御指摘の「発表」をしたと承知している。

二について

我が国としては、パレスチナに対し、これまで国際機関を通じて様々な支援を行ってきたとおり、お尋ねについては、例えば、令和六年二月二十七日に、緊急無償資金協力の実施を決定し、国際連合世界食糧計画、世界保健機関、国際連合児童基金、国際赤十字・赤新月社連盟及び国際連合人道問題調整事務所を通じて、それぞれ千万ドル、千万ドル、八百五十万ドル、三百万ドル及び五十万ドルを拠出したところである。

三から五までについて

御指摘の「強く反対や抗議」、「予断を与える発言」及び「軽々」な「支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、令和五年十月七日のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を断固として非難しているところ、お尋ねについては、例えば、令和六年二月二十一日の衆議院予算委員会において、林内閣官房長官が「我が国は、昨年十月七日のテロ攻撃にUNRWA職員が関与したという疑惑を極めて憂慮しております。本件に関しては、御案内のように、国連による調査が行われておりまして、対応策が検討されるため、当面の間、UNRWAへの令和五年度補正予算の拠出を一時停止せざるを得ないという判断に至ったところでございます。（中略）我が国としては、国連、UNRWA、関係国と緊密にコミュニケーションを取りながら、UNRWAにおいてガバナンスの強化を含めて適切な対応が取られることを強く求め、国連による調査、そして第三者による検証に積極的に協力をしてまいります」と述べているとおりであり、御指摘の「会談」においても、辻外務副大臣からラザリーニUNRWA事務局長にこうした旨を伝えたところである。